

郡山市立永盛小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止対策推進法に基づいて

(1) 「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

(2) 「いじめの防止について」

いじめ問題においては、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止への取り組みが最も重要である。児童生徒の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、各学校における予防的、開発的な取り組みを充実させるとともに、いじめを防止する重要性等について啓発活動を行う必要がある。

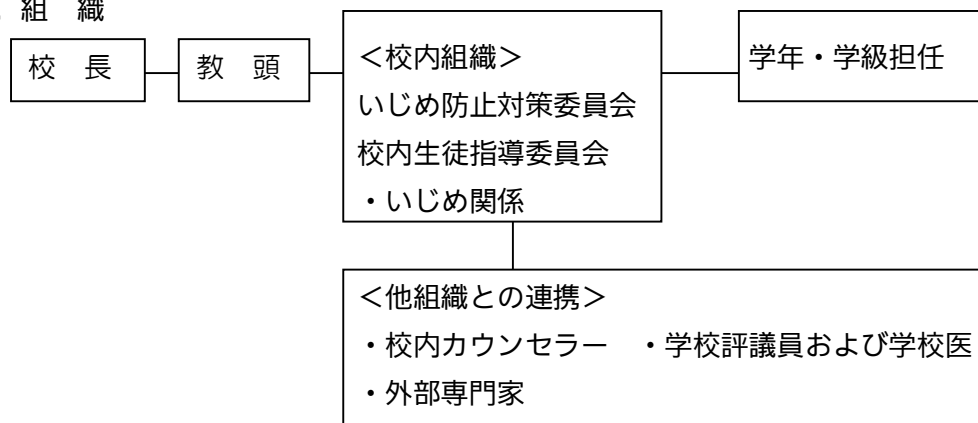


永盛小学校としての基本方針

2. 目 標

- 「いじめは許されない」という理解をもとに、いじめのない学級・学校づくりをめざす。
- いじめ防止及び解消などいじめ対策に組織的に取り組めるような校内体制の強化を図る。

3. 組 織



4. 方 針

- 「いじめ防止」のために、取り組み内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などの充実を図る。
- チーム永盛を前面に出し、全教職員の協力体制のもとでの取り組みを計画、実行する。
- 教職員間、児童と教職員が、日常的にコミュニケーションがとれるように時間的ゆとりを含めた環境整備を図る。

5. 具体的取り組み内容

(1) 「いじめ防止」対策について

○本校教育目標の努力事項より

〔り〕りょうしん みちて

- ◎ 道徳の時間を核とし、思いやりの心を育て、温もりのある集団を育成する教育活動の充実を図り、「いじめ防止」のために次の点の取り組みを強化する。
 - ① 自己肯定感を高める指導
 - ② 自己存在感 共感関係 自己決定の場を生かした望ましい集団づくり（学級づくり）
 - ③ いじめに向かわない態度 能力の育成：人権感覚の育成

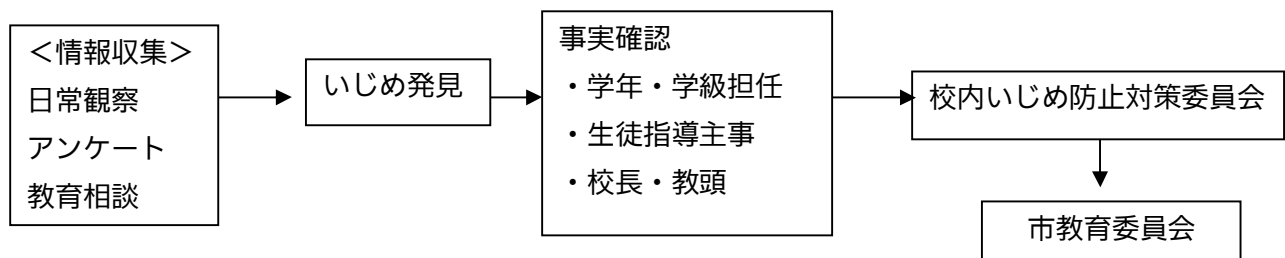
(2) 「いじめ」の早期発見と対応策について

- なかよし調査の実施
 - ・年間3回（6月、11月、2月）実施する。
 - ・アンケート調査をして児童の実態把握をする。
 - ・いじめの兆候等が見られたら、個別面談を行うなどするとともに共同体制で指導、援助にあたる。
- 相談箱の設置
 - ・あらゆる機会を通じて、SOSを発信できるように、また、受け止められるようにする。
- 児童理解と日常的観察
 - ・日常の様子を観察する。
 - ・日記等の活用。
- 教育相談、家庭訪問の活用

(3) 「いじめ」に対する措置

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

◎いじめ発見から対応についての流れ



- 情報を集める。
 - ・教職員、児童、保護者、地域住民、などから情報を集める。
 - ・日常観察・アンケート・教育相談
- 指導・支援体制を組む。

校内いじめ防止対策委員会の確立

- ・教職員の役割分担を考え、対応できる指導・支援体制を組む。
- ・チーム永盛での共通理解と指導の確認・・共同体制の確立

- 児童への指導・支援を行う。
 - ① いじめられた児童に対して
 - ・児童にとって信頼できる人との連携を図り、寄り添い支える体制をつくる。
 - ② いじめた児童に対して
 - ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。
 - ③ いじめを見ていた児童に対して
 - ・自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- 保護者と連携する
 - ・ いじめを認知したら、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(4) その他

- 校内研修の実施
- 関連研修会内容の伝達講習及び共有化

6. 年間実施計画 ※生徒指導と関連した年間計画

| 月 | 生徒指導関係 | いじめ防止対策 |
|----|---|--|
| 4 | ○生徒指導全体会の開催 ・校内生活指導の確認と徹底 | ○スクールカウンセラーとの連携、養護教諭との連携 |
| 5 | ○校内生徒指導部会の開催 ・当該問題における担当者会議 | なかよし調査の実施 |
| 6 | ○生徒指導事例研究会の開催 ・支援の必要児童の共通理解と支援体制の確認 | ① 6月1日(水)～7日(火) ・アンケート調査実施 ・必要に応じて個別面談実施 ※調査後に「いじめ」が認識された場合 ・いじめ防止対策委員会 ・ケース会議の開催 |
| 7 | ○校外子ども会(校外生活指導の徹底) ・夏季休業中の過ごし方等生活指導の徹底 | ☆以上の2点は、調査実施後毎回開催する。 |
| 8 | | |
| 9 | | ② 11月1日(火)～9日(水) |
| 10 | | 2回目の実施 |
| 11 | ○教育相談の実施 | ☆第1回目と同様 |
| 12 | ・全児童を対象に各検査及び資料をもとにし | |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> | <p>ながら全保護者との2者面談を実施する。</p> <p>○校外子ども会（校外生活指導の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中の過ごし方等生活指導の徹底 <p>○校外子ども会（校外生活指導の徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年末休業中の過ごし方等生活指導の徹底 <p>○年間実施計画の見直しと改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程編成会議等による見直しと改善 | <p>③ 2月1日（水）～7日（火）</p> <p>3回目の実施</p> <p>☆第1回目と同様</p> |
|----------------------------|---|--|